

労務 ROAD

■法改正まとめ

今年も多く法改正が行われました。特に労務等に密接に関係するものをピックアップし、改めて概要をお伝えさせていただきます。

施行年月・内容	注意点など
■2020年4月 高年齢被保険者の保険料免除が廃止	すべての雇用保険被保険者について、保険料の納付が必要となりました。 改正前：65歳以上の雇用保険料は免除対象 改正後：すべての労働者が納付必要
■2020年4月 被扶養者の要件に国内居住要件が追加	健康保険の被扶養者の認定要件に、国内居住要件が追加されました。※留学中の学生、海外赴任に同行の家族等は除く
■2020年4月 賃金請求権の消滅時効期間の見直し	民法改正により賃金請求権の消滅時効が延長されました。 改正前：2年、 改正後：5年（当分の間3年）
■2020年6月 パワハラ対策の義務化（中小企業は2022年4月から義務化）	パワーハラスメント防止のために以下の措置が義務化されました。（一例） ・事業主の方針等の明確化、周知、啓発 ・相談窓口などの整備 ・パワハラに係る事案の迅速かつ適切な対応
■2020年9月 厚生年金保険の標準報酬月額の上限定	新たに1等級追加され、上限が引き上げられました。 改定前：第31級（605千円以上） 改定後：第31級（605千円～635千円未満） 第32級（635千円以上）
■2020年10月 給付制限期間の変更	2020年10月1日以降に離職された方は、正当な理由がなく自己都合により退職した場合であっても給付制限期間が変更となりました。 改正前：3か月、 改正後：2か月（5年間のうち2回まで）
■2021年1月 子の看護休暇・介護休暇の時間単位の取得	子の看護休暇や介護休暇の取得要件が変更となりました。 改正前：半日単位で取得可能、1日所定労働時間が4時間以下の者は取得不可 改正後：時間単位で取得可能、全ての労働者が取得可能
■2021年4月 70歳までの就業機会確保	65歳までの雇用確保（義務）に加え、70歳までの就業機会の確保（努力義務）措置が追加されました。 対象となる措置（一例） ・定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、業務委託契約を締結する制度の導入など

【厚生労働省より】

■年末のご挨拶（労務 ROAD 編集担当より）

毎週の記事の内容はいかがでしたでしょうか。少しでも皆様のお役に立てていれば幸いです。来年も、より良い内容の労務 ROAD を配信できるよう、日々精進してまいりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

*****年末年始休業のお知らせ*****

誠に勝手ながら12月29日（火）から1月4日（月）まで休業とさせていただきます。
ご不便をおかけいたしますが、何卒よろしくお願ひいたします。

VOL.728
(2012-4)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集担当：福住・木下・黒瀬

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

今月に入り急に寒くなりましたが、皆様お体はいかがですか？

今年は、新型コロナウイルスとインフルエンザの併発を防ぎ、医療体制の逼迫を防ぐ事を目的に、インフルエンザ予防接種が無償となっています。対象者は65歳以上の人、60～64歳で心臓・呼吸器機能に障害がある人が対象です。予防してこの時期を乗り切りましょう！（小池）

12月 労務スケジュール

・賞与支払届の提出（賞与支払日から5日以内）